

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

申出者が政党その他の政治団体で、承認法人に閲覧をさせる場合

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）松山市選挙管理委員会委員長

申出者 氏名 〇〇〇〇後援会 ⑩
 代表者 △△ △△
 住所 松山市〇〇町1-1
 電話番号 9〇〇-〇〇〇〇

申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

| | |
|--------------|---|
| 1 閲覧等の期間 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 午(前・後) 〇〇時〇〇分から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 午(前・後) 〇〇時〇〇分まで |
| 2 活動の内容 | 政治活動（選挙運動を含む。） |
| 3 閲覧事項の利用の目的 | (できる限り具体的に記載すること。) 後援会定期総会開催に伴う案内状送付のため |
| 4 閲覧者の氏名及び住所 | 〇〇 △△ ※書ききれない場合は、別紙（任意様式）に 松山市〇〇町〇丁目〇-〇 閲覧者全員の氏名及び住所を記載すること。 |
| 5 閲覧事項の管理の方法 | (管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。) 後援会事務所金庫に保管し、名簿整理が出来次第シュレッダーにて廃棄。 |
| 6 閲覧対象者の範囲 | 久枝、和気、堀江投票区計500件 |
| 7 閲覧者に関する事項 | (閲覧者が、申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。) 別紙「承認法人に関する申出書」に記載する、承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者として指定します。 |

申出者が公職の候補者等であるとき

| | |
|------------------|---|
| 8 立候補しようとする選挙の種類 | (現職の場合は、その職名も併記) |
| 9 候補者閲覧事項取扱者の指定 | 別添申出書のとおり、法 <input type="checkbox"/> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 閲覧で知り得た情報を、申出団体以外の法人が取り扱う場合は、別紙「承認法人に関する申出書」の提出が必要です。 </div> |

申出者が政党その他の政治団体であるとき

| | |
|-------------------|---|
| 10 政治団体閲覧事項取扱者の範囲 | 〇〇〇〇後援会役職員 (事務長他支部長 10名) |
| 11 承認法人の申出 | 別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> し |

申出団体に公職の現職にある者が所属している場合、資料を省略する旨と所属する現職の氏名・公職の種類を記載すること。
 所属していない場合、政治活動の実績を示す資料（団体の予算書、事業計画書の写し、前年の収支報告書の写し、定期的に発行している機関紙誌など）の添付が必要。

| | |
|----|---|
| 備考 | (添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨を公職にある者（少なくとも1人）の氏名及びその者の公職の 必ず添付が必要。 ・政治団体の届出書の写し ・政治活動の実績を示す資料の添付を省略する。 (公職にある者) 〇〇 〇〇 松山市議会議員 |
|----|---|

注意：住民基本台帳事務処理要領第6-10に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等におけるストーカー行為等の被害者の保護のための措置を受けている者に係る記載のある部分は、